２０１７年7月１９日

国土交通大臣　石井啓一様
中日本高速道路株式会社代表取締役社長　宮池克人様

外環中央ＪＣＴ関係住民の会
外環ネット（外環道７区市ネットワーク）

**東京外かく環状道路の区分地上権者に対する強制測量に抗議します**

先ごろ、東京外環道中央ジャンクション南の事業用地の区分地上権にかかる地権者（調布市及び三鷹市）に対し、土地収用法３５条に基づく立入通知書が配達されました。

多くの地権者、関係住民が、大深度地下の使用に関する特別措置法認可、都市計画事業の承認・認可、さらに地中拡幅部の都市計画変更の事業承認・認可に関して異議申し立てを行っています。加えて、多くの申立人が口頭による意見陳述も行いました。しかし、これら異議申し立てに対する行政側の判断が示されていないにもかかわらず（2017 年 7 月 15 日現在)、土地収用法に基づく測量・調査を実施することは、行政不服審査法第１条の「国民の権利利益の救済を図る」目的に反しています。

多くの地権者は、対等の協議を求める地権者の意向を顧みず、一方的に条件を定めた区分地上権契約への署名捺印を迫る事業者の姿勢に、強い怒りを覚えています。
本来、契約とは対等な立場で協議し、合意したうえで締結するのが当然です。
しかし、今回はそれとは程遠いだけでなく、地中拡幅部の構造・工法は未定のまま、工事契約は談合疑惑で棚上げされ、軟弱地盤のランプトンネル部分の工法の説明がない、地盤沈下や陥没の対策、監視体制、避難計画が示されない、家屋や生命・健康に損害が及んだ場合の責任や損害補償に関する明確な定めがない、区分地上権設定の補償金額に関する算定根拠が一方的に決められている、など、契約の前提となる地権者の安全安心は担保されておらず、契約内容にも問題が多すぎます。

地権者の安心安全よりも工事日程を優先し、多くの疑問点への丁寧な説明もせず、不当な契約を押し付け、一方的に協議を打ち切り、収用手続きに入るのは、地権者の居住権、人格権、財産権の侵害です。地権者等で構成する外環中央ＪＣＴ関係住民の会、東京外環道事業に深くかかわる外環ネットに参加するメンバーは、国土交通省、中日本高速道路株式会社に強く抗議するとともに､強制測量を直ちに中止し､地権者と誠意ある交渉を継続することを要求します。

連絡先：中央ＪＣＴ関係住民の会　０９０－６０２４－８９５９　籠谷　清
外環ネット　０９０－１８５８－６６６５　大塚康高
賛同（議員）：きみがき圭子（練馬区）橋本けいこ（練馬区）やない克子（練馬区）菊地靖枝（前練馬区）松尾ゆり（杉並区）奥田雅子（杉並区）くすやま美紀（杉並区）山田耕平（杉並区）金子けんたろう（杉並区）富田たく（杉並区）上保まさたけ（杉並区）けしば誠一（杉並区）新城せつこ（杉並区）山本ひとみ（武蔵野市）山本あつし（武蔵野市）西園寺みきこ（武蔵野市）本間まさよ（武蔵野市）大城美幸（三鷹市）栗原健治（三鷹市）嶋﨑英治（三鷹市）伊沢けい子（三鷹市）野村羊子（三鷹市）大河巳渡子（調布市）雨宮幸男（調布市）武藤千里（調布市）岸本直子（調布市）榊原登志子（調布市）二宮ようこ（調布市）市原広子（狛江市）吉野芳子（狛江市）江口じゅん子（世田谷区）たかじょう訓子（世田谷区）里吉ゆみ（東京都）